

NEW

令和7年6月1日 労働安全衛生規則が改正！

事業者「職場の熱中症対策」が義務付けられました！

熱中症の補償



商工会の福祉共済で備えましょう！

「けがの補償」（月額2,000円コースから*）*ライツランを除きます



毎年多くの方が熱中症で救急搬送されています。

屋外作業や高温環境での仕事では、誰にでも起こり得るリスクです。

熱中症の補償 *ライツランを除きます

「けがの補償」月額2,000円コースの場合

補償内容

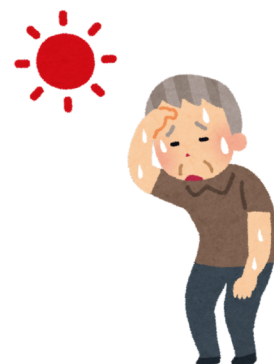
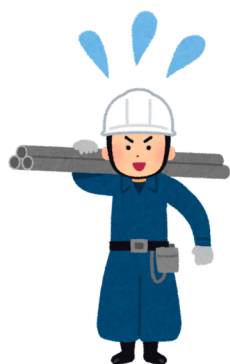
- 死亡共済金：400万円
- 後遺障害共済金：400万円～4万円
- 手術共済金：10・5・2.5万円
- 入院共済金：日額4,000円
- 通院共済金（3日目から）：日額1,500円

※補償内容の詳細は、パンフレット・約款をご確認ください。



こんな方におすすめ！

- ・ 建設・土木業など屋外作業が多い方
- ・ 炎天下での作業・運搬をされる方
- ・ スポーツ指導や外回り業務の方
- ・ 高齢の従業員がいる事業所



あなたも家族もまるごと守る！
頼れる補償の

商工会の福祉共済



～お問い合わせは商工会まで～



【重要】令和7年6月から義務化！

職場における熱中症対策～現場での対応が求められます～（一部抜粋）

熱中症の早期発見と重症化防止のため、職場での「体制整備」「対応手順の作成」「関係者への周知」が義務化されました。

◆ 対象となる作業とは？

WBGT（暑さ指数）28度以上、または気温31度以上の環境で、連続1時間以上、または1日4時間を超える作業

① 体制整備と周知

- ◆ 熱中症の症状がある作業員や、熱中症のおそれのある作業員を見つけた人が報告できる体制を整える
- ◆ 全作業員に連絡先・報告先・対応方法を事前に周知する

② 具体的な対応手順の作成

以下の手順を事業場ごとに決め、全作業員に共有します

- ◆ 作業からの離脱の判断基準
- ◆ 身体冷却の方法
- ◆ 医療機関への搬送体制
- ◆ 緊急連絡網や搬送先の連絡先・住所の明示

※保険や共済への加入は、熱中症対策義務には含まれません

※ご加入の際は必ずパンフレット、約款で補償内容をご確認ください



「備えて安心、熱中症補償」

ご相談・お問い合わせは商工会まで



商工会の福祉共済
「けが」の補償に

- ☐ 加入したい
☐ 詳しい説明を聞きたい

お名前		事業所名	
電話番号		ご年齢	歳

高崎市榛名商工会

TEL 027-374-0219
FAX 027-374-3356